

令和8年度要求以降のF－R E Iの予算等の運営について

令和7年8月8日

関係省庁申合せ

〔 復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省 〕

福島国際研究教育機構（F－R E I）は、東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、わが国の科学技術力の強化を牽引し、産業競争力を世界最高水準に引き上げる「創造的復興の中核拠点」を目指すものである。

すでに令和5年度以来、「ロボット」、「農林水産業」、「エネルギー」、「放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用」、「原子力災害に関するデータや知見の集積・発信」の5分野について研究開発を行っており、本年1月の実績評価においては「着実な業績の進捗・成果が認められる」とされた。現在、外部委託による50の研究、直接雇用による15のユニット、あわせて65の研究事業を行っており、F－R E Iが外部委託による研究を中心とした体制から直接雇用等による研究体制に移行する中で、来年度は直接雇用の研究事業がさらに増える予定であり、施設は未整備ではあるものの、徐々に安定的な研究体制が構築されつつある。

F－R E Iの予算については累次の閣議決定等において「復興特会設置中は復興財源等で必要な予算を確保するとともに、復興特会終了後も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進める」こととされており、令和4年12月20日に共管5省及び復興庁により関係省庁申合せを定めたところであるが、令和8年度予算要求については、関係省庁の申合せを改定する必要がある。

この文書により令和8年度以降の予算の取り扱いについて関係省庁の間で合意するとともに、今後、本文書を踏まえ、F－R E Iがわが国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引する研究機関として自立していくことを見据え、一層効果的な研究開発等を進めるための予算や機動的かつ柔軟に予算を執行できる仕組みのあり方や中期的な運営のあり方について、復興庁が中心となって共管5省との間で早急に検討を行う。また、以下の内容については各年度必要に応じて見直しを行う。

1. F－R E Iを巡る課題への対応

今後のF－R E I予算の取り扱いを決定するにあたり、F－R E Iをめぐる下記の課題について、復興庁及び関係省庁において検討を進め、以下の対応を行う。

①各省の意向がF－R E Iの研究へ反映されにくい状況の改善

- ・ 令和8年度以降の各年度の予算要求にさきだって、研究内容については、復興庁による調整のもとで、F－R E Iは各省と十分に協議を行う。新規の研究事業を立ち上げる際も同様とする。
- ・ F－R E Iの研究内容の検討にあたっては、復興庁による調整のもとで、各省等が定める各種研究計画等を十分に踏まえることとする。

②必要な設備の復興財源による整備

各省予算による研究に必要な設備については復興財源により整備することとし、下記の点について早急に結論を出す。

- ・ 研究活動の継続的な実施に必要な圃場の確保。
- ・ 研究の方向性とあわせた加速器の仕様の確定、調達。

③予算の使い勝手の改善

- ・ F－R E I の各省予算が縦割りとならないよう、予算の使い勝手の改善策を令和8年度予算編成までに講じる。具体的には、省庁間・省庁内の予算執行上の内容変更を弾力的に行うための措置を講じるとともに、各省の補助金の取り扱いルールを統一する。
- ・ 各省予算の執行にあたっては、担当省庁とともに復興庁（福島国際研究教育機構室及び予算会計企画班）がF－R E I の窓口となって相談に応じる体制とする。

④中期的な運営のあり方

- ・ 復興特会終了後においてもF－R E I が持続的・自立的に発展できるよう、復興庁を中心に必要な財源を検討する。その際、F－R E I が中期計画に盛り込んだ予算規模が確保されるようにするとともに、複数年にわたる研究開発を円滑に実施し、戦略的かつ柔軟な運営が可能となるよう配慮する。
- ・ 復興庁が廃止された後の恒久組織たるF－R E I の所管省庁の在り方については、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和7年6月20日閣議決定）に掲げられた3年後目途の見直しにおいて結論を出す。
- ・ 新産業創出等研究開発基本計画や中期目標等を取りまとめる際に総合科学技術・イノベーション会議（C S T I）から意見聴取しているところ、こうした取組も通じ、復興庁が中心となり、我が国の科学技術・イノベーション政策におけるF－R E I の位置づけを確立すること。

2. 各年度の予算における対応

（１）一般管理費

① 現状

一般管理費は、恒久組織を支えていく共通経費的性格を持つことから、恒久財源への段階的移行を早期に導入することとされている。これを踏まえ、前回申合せの通り、一般管理費のうち役員報酬は、F－R E I 設立の令和5年度から、一般会計負担の対象とし、共管5省から等分して拠出している。

② 今後の方針

令和8年度以降については、役員報酬にかかる取組は継続する。

それ以外の一般管理費については、まずは、各年度の概算要求に先立って、復興庁が当面の経費の見通しを各省に対して十分に説明する。その上で、全体として、各年度における研究開発費総額に占める復興特会以外の研究開発費の概算要求額の割合に一般管理費総額（役員報酬を除く）を乗じた金額の半額を復興特会以外において要求・要望する。その中で各省は直近の年度における研究開発費の執行額（契約ベース）の割合に従って要求・要望することとする。

上記については令和 8 年度から 10 年度まで実施し、復興施策全体の 3 年後目途の見直しの一環として、11 年度予算要求に先立って復興庁及び共管 5 省の要求・要望の取り扱いを見直す。

なお、施設・設備が本格的に導入された後の維持管理等の経費については、施設・設備の利用状況を踏まえて改めて復興庁と関係省庁で協議する。

(2) 施設整備費

① 現状

組織の立ち上げ時に必要となる一時的な費用としての性格を持つことから、復興財源の充当を基本とすることとしている。

② 今後の方針

令和 8 年度以降も引き続き、F-R E I の当初の施設整備（用地や事務棟・研究棟等の建物）には復興財源を充当する。必要な圃場の整備や加速器及び附帯する施設整備についても、復興財源により、令和 12 年度までに実施する。

(3) 研究開発費

① 現状

前回申合せに従い、令和 5 年度から復興財源を活用して研究を開始し、実績の蓄積に向けて活動を本格化しているところ。さらに、前回申合せでは、「今後の予算編成において、段階的・計画的な復興財源以外の財源への移行を検討する」とされているところであり、令和 12 年度にかけて復興特会以外に段階的・計画的に移行していく方策について具体化する必要がある。

② 今後の方針

F-R E I の安定的な運営を確保するため、まずは共管 5 省それぞれが研究開発案件を積極的に組成する。そのために復興庁を中心に F-R E I と共管 5 省が参加する検討会議を開催し、各分野の研究開発案件を検討し、案件が少ない省庁・部局においても案件の拡大を目指す。

その中で、50 のユニットリーダーが新たな施設を拠点として研究者が活動する体制を構築するとともに、F-R E I が世界に冠たる強みを確立する。

この道筋に沿った形で、F-R E I の持続的・恒久的な研究体制を確保できるよう、令和 8 年度から令和 12 年度において、現在の復興特会による予算を円滑に復興特会以外へ移行するため、各省は毎年度復興特会以外による要求・要望を段階的・計画的に増額していく。

各年度の予算編成においては、骨太 2025 等に基づき一般会計においても新たに十分な財源が確保されるよう取り組む。それも踏まえ、毎年度各省の要求・要望額を 1/5 ずつ復興特会以外に移行していくことをひとつの目途としつつ、外部委託による研究と直接雇用等による研究の性質の違いや個々の研究事業が想定する期間も踏まえて、共管 5 省は、毎年度、具体的にどの研究事業を復興特会以外で要求・要望するか復興庁と協議の上で決定し、要求・要望する。